

2019.2

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

契約は慎重に行いましょう

【事例 1】

2年前に訪問勧誘を受けて契約した新聞を現在も購読している。解約したいと申し出たが断られた。いつでもやめられるのではないか。

【事例 2】

昨日お店で購入した洋服を返品したいと申し出たが断られた。クーリング・オフできるのではないか。

【アドバイス】

いったん契約が成立すると、販売店だけでなく消費者も契約した内容を守らなければなりません。どちらの事例も一方的にはやめられず、解約するには販売店との合意が必要です。契約前にもう一度、本当に必要なものかよく考えましょう。

事例1は、すでにクーリング・オフできる期間を過ぎているため、簡単にはやめられません。クーリング・

オフとは、訪問販売、電話勧誘販売などの勧誘により契約してしまった場合、契約書面を受け取って8日以内に書面で通知を出せば、無条件で解約できる制度です。



消費者庁イラスト集より

事例2は、自らお店に出向いて洋服を購入しているため、クーリング・オフ制度が適用されません。

ただし、勧誘方法に問題がある場合や判断能力が不十分な人が契約してしまった場合などは、販売店と話し合うことで解決できることもあります。あきらめずに消費生活センターへ相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。

2019.3

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

一方的に送りつけられた商品の代金は支払う必要はありません

【事例】

知らない会社から「平成が終わる記念に皇室の写真集を購入しませんか」と電話があつた。今なら特別価格で安く購入できると言われたが、高かったので断つた。しかし後日、勝手に写真集が送られてきて夫が受け取ってしまった。返品したい。

【アドバイス】

事例は、承諾していないにも関わらず商品が一方的に送りつけられているので、代金を支払う必要はありません。受け取ってしまっても返品できるので、捨てたり壊したりせず保管し、すぐに消費生活センターに相談してください。

もし、電話で承諾した場合でもハガキでクーリング・オフ通知を出せば、商品や契約書が届いてから8日間は無条件で返品できます。

天皇陛下の退位に便乗し、アルバムや掛け軸などの

購入を勧める電話勧誘に関する相談が寄せられています。その中には、何度も電話がかかってきて困るという相談者もいます。購入する意思がなければ、はつきりと「いません。送らないでください」と伝えましょう。



国民生活センター 見守り新幹情報
第324号より

「誰が注文したかわからない荷物は受け取らない」というルールを家族でつくっておくと誤って受け取らずに済みます。困った時は、なるべく早めに消費生活センターに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004）まで。